

報道関係者各位

令和4年12月26日

## 下水道使用料の誤請求について

上下水道料金システムにおいて、お客様番号の入力誤りにより、利用されていた方に下水道使用料を請求せず、利用されていない方に請求していた事案が発生しましたので、報告します。

### 1. 判明した経緯

上下水道部において、下水道の宅内への接続状況を記載した「水洗化台帳」の点検作業を行っていたところ、本来の下水道使用者（合併処理浄化槽）とは別の方へ、下水道使用料を誤請求していたことが判明しました。

### 2. 原因

下水道使用料（合併処理浄化槽）については、平成28年11月に定額料金制から従量料金制に変更となりましたが、その際の変更処理における上下水道料金システムのお客様番号の入力誤りにより生じたものです。

3. 件数 1件

4. 期間 平成28年11月～令和4年11月使用分

5. 金額 誤請求者への還付額 61,216円（全額）

本来の支払義務者への請求額 68,266円  
（時効による請求不能額11,658円を除く）

### 6. 対応

対象のお客様に謝罪し、誤請求の内容を説明させていただき、誤請求者には、61,216円を還付すること、本来の支払義務者には、68,266円を請求することについて了承をいただきましたので、それぞれの手続きを行います。

### 7. 再発防止策

事務処理手順の見直し、二重チェックの徹底を図り、再発防止に努めてまいります。



SDGs 未来都市

舞鶴市 上下水道部経営企画課（担当：岡野、河田）

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-62-1633、FAX:0773-64-6488

E-mail:jg-keiei@city.maizuru.lg.jp